

患者様と
ご家族の皆様へ

重要なお知らせ

初診時選定療養費 再診時選定療養費

の改定について

令和4年
10月1日
より

令和4年4月1日の診療報酬改定により、次のとおり選定療養費の改定を行います。

	対象の方	選定療養費の額	
		【前】 令和4年9月30日まで	【後】 令和4年10月1日より
初診時	当院を初診で受診される場合で、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない方	5,500円 (税込)	7,700円 (税込)
再診時	当院での治療を終え、他院(かかりつけ医)紹介後に、患者様のご希望により当院を継続して受診する方	2,750円 (税込)	3,300円 (税込)

※この費用は保険適用外となりますので、健康保険の高額療養費制度や、市の福祉医療費制度の対象となりません。

選定療養費のご負担の対象とならない場合

- ・国の公費負担医療制度の受給者の方
- ・特定の障害、特定の疾病等により各種公費負担制度の受給対象の方
- ・特定健康診査、がん検診等の結果より精密検査受診の指示を受けられた方
- ・救急医療事業における休日夜間受診をされた方
- ・重篤な症例で救急車で搬送された方
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方

「医療機関の機能分担」の推進について

選定療養費とは、「初期の治療は地域の医院・診療所(かかりつけ医)で、高度・専門医療は病院で行う」という、**医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。**

当院は地域医療の中核を担う「地域医療支援病院」として、本制度に基づく一部の例外を除き、紹介状(診療情報提供書)の持参が必要です。地域のかかりつけ医と連携して、かかりつけ医では対応が困難な検査や治療・手術が必要な患者さんを受け入れています。当院での治療により状態が落ち着いた後は、かかりつけ医の元に戻り治療を継続していただくことで、病院と診療所の役割分担を進めております。

皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

名張市立病院長